

一管区水路通報第 1 6 号

令和 7 年 4 月 2 5 日

第一管区海上保安本部

第 2 2 0 項	北海道南岸	室蘭港及び付近・・・・・・・・・・	海洋調査
第 2 2 1 項	北海道南岸	襟裳岬東方～納沙布岬南方・・・	海洋調査
第 2 2 2 項	北海道南岸	釧路港南西方・・・・・・・・・・	潜水訓練
第 2 2 3 項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・	潜水訓練
第 2 2 4 項	北海道南岸	釧路港南南東方・・・・・・・・・・	射撃訓練
第 2 2 5 項	北海道東岸	野付埼北西方・・・・・・・・・・	養殖施設について
第 2 2 6 項	北海道北岸	網走港北西方・・・・・・・・・・	灯復旧
第 2 2 7 項	北海道北岸	サロマ湖（第1湖口）・・・・・・	アイスブーム撤去
第 2 2 8 項	北海道西岸	天塩港・・・・・・・・・・	掘下げ作業

お 知 ら せ

- 一管区水路通報の発行について
今後の一管区水路通報の発行スケジュールは以下のとおりです。
令和 7 年 5 月 2 日(金) 1 7 号
令和 7 年 5 月 9 日(金) 休刊
令和 7 年 5 月 1 6 日(金) 1 8 号

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週1回又は随 時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

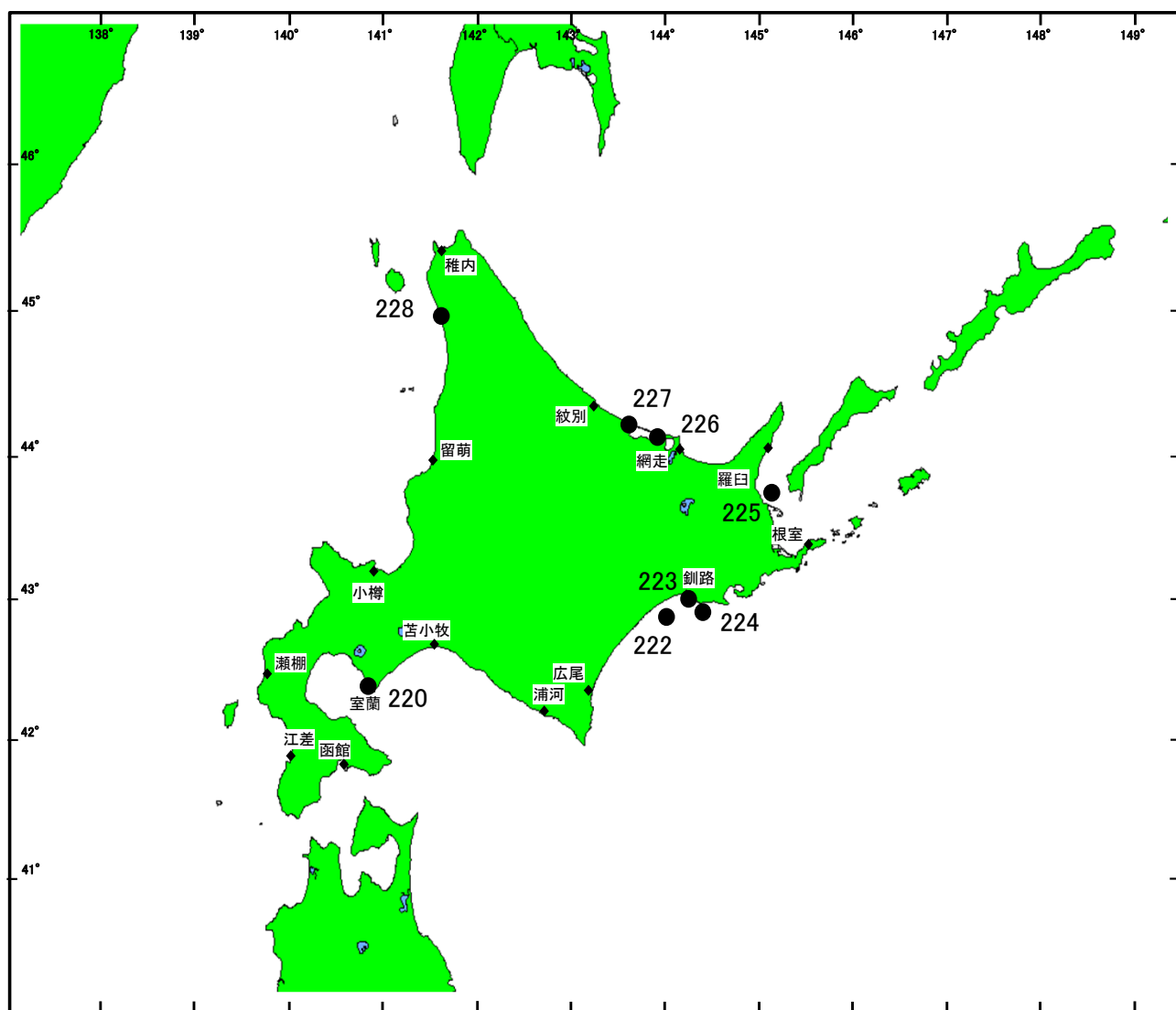
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ221項については各項を参照ください。

7年220項 北海道南岸 — 室蘭港及び付近 海洋調査

下記位置で、作業船による水質調査が実施される。

期 間 令和7年5月1日～令和8年3月31日（予備日を含む） 日出～日没

位 置 下記8地点

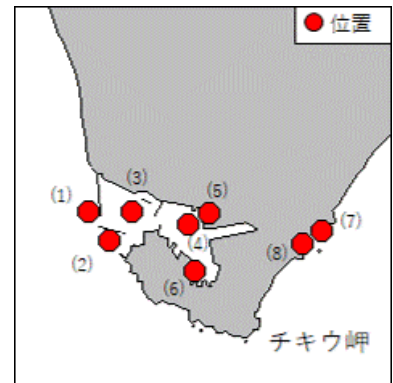
- (1) 42-21-19N 140-54-37E
- (2) 42-20-34N 140-55-22E
- (3) 42-21-19N 140-56-07E
- (4) 42-20-59N 140-58-07E
- (5) 42-19-46N 140-58-21E
- (6) 42-21-16N 140-58-49E
- (7) 42-20-29N 141-02-07E
- (8) 42-20-49N 141-02-47E

備 考 停船して観測機器を垂下する

作業は令和7年5月、8月、10月及び12月の各1日を予定

海 図 W16-W14

出 所 室蘭海上保安部



7年221項 北海道南岸 — 襟裳岬東方～納沙布岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年5月8日～17日

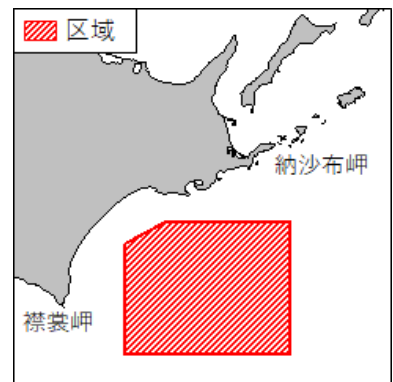
区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-30.0N 144-00.0E
- (2) 41-30.0N 144-00.0E
- (3) 41-30.0N 146-00.0E
- (4) 42-42.0N 146-00.0E
- (5) 42-42.0N 144-30.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W34

出 所 釧路水産試験場



7年222項 北海道南岸 — 釧路港南西方 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。

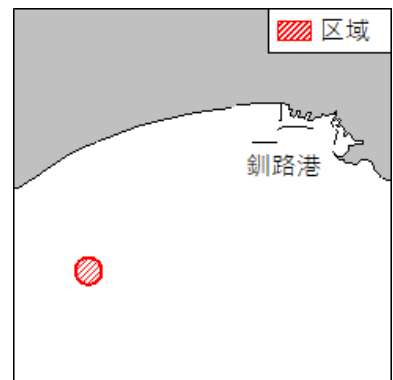
期 間 令和7年5月1日～31日 0800～1700

区 域 42-54.0N 144-09.0E 付近

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1032

出 所 釧路海上保安部



7年223項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 潜水訓練

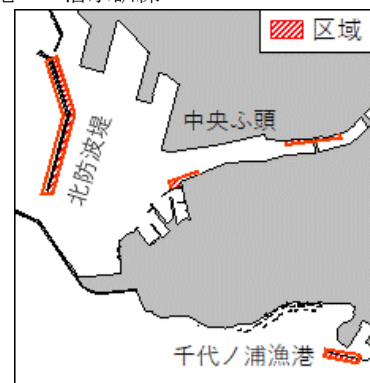
図に示す区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和7年5月1日～31日 0800～1700

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31-W26

出 所 釧路海上保安部



7年224項 北海道南岸 — 釧路港南南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

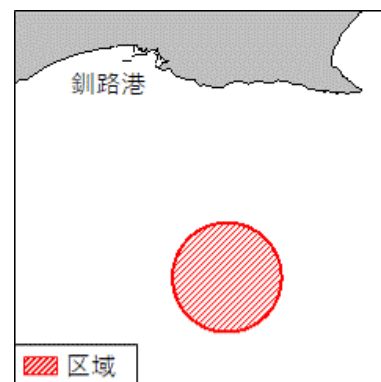
期 間 令和7年5月7日（予備日 8日、12日、16日）0930～1700

区 域 42-39.1N 144-30.4E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W26-W1032-JP1032

出 所 釧路海上保安部



7年225項 北海道東岸 — 野付埼北西方 養殖施設について

一管区水路通報6年42号706項削除

下記区域に、ホタテ貝養殖施設が設置される。

期 間 令和7年4月28日～11月中旬

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-48-39N 145-12-45E

(2) 43-45-42N 145-12-45E

(3) 43-45-42N 145-10-15E

(4) 43-48-39N 145-10-15E

海 図 W42

出 所 羅臼海上保安署



7年226項 北海道北岸 — 網走港北西方 灯復旧

一管区水路通報7年7号87項削除

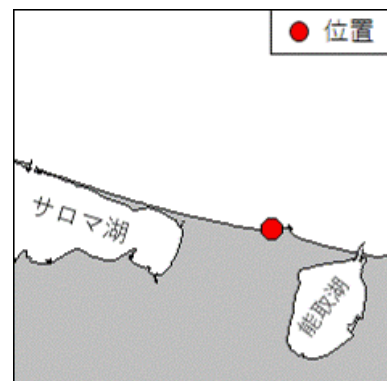
下記位置の倒壊していた灯は、灯色変更のうえ復旧した。

位 置 44-07.5N 144-04.9E

備 考 灯色 赤色（毎4秒に1せん光）

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部



7年227項 北海道北岸 ー サロマ湖（第1湖口） アイスブーム撤去

一管区水路通報7年13号175項削除

下記区域でアイスブームが撤去された。

区 域 下記地点付近

44-10.4N 143-47.0E（第1湖口）

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部



7年228項 北海道西岸 ー 天塩港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和7年5月7日～7月31日 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 44-52-17.6N 141-44-06.4E

(2) 44-52-18.3N 141-44-09.8E

(3) 44-51-56.0N 141-44-05.3E

(4) 44-51-55.3N 141-44-01.9E

備 考 警戒船配備

作業区域は、浮標で標示

海 図 W40A(天塩港)

出 所 稚内海上保安部

